

「世羅中央病院企業団公立病院経営強化プラン」策定支援業務仕様書

1. 業務名

「世羅中央病院企業団公立病院経営強化プラン」策定支援業務

2. 業務の目的

医療機関を取り巻く環境は、医療の高度化や高齢社会の急速な発展、医療ニーズの複雑化と多様化などにより、急速に変化を続けている。地域医療構想においては、民間病院との役割分担も踏まえ、公立・公的医療機関でなければ担えないものに重点化される等、更なる公立病院改革が求められている。このような状況下で、今後も当該医療機関が地域において、必要な医療を継続的かつ安定的に提供していくためには、病院機能と財務状況を検証し、自らの役割を見極めたうえで、ビジョンを踏まえた具体的な行動を実践していく実効性の高い具体的かつ適切な経営改善策が必要である。

本委託業務では、世羅中央病院企業団が今後提供すべき医療を明確にし、これまでの取組の再検証を行い、「世羅中央病院企業団公立病院経営強化プラン」(以下、「経営強化プラン」)の策定支援を行うことを目的とする。

3. 受注者の役割

平成 28 年度に策定した「公立世羅中央病院新公立病院改革プラン」(以下、「新改革プラン」)に対する実績を第三者評価すると共に、発注者と十分な協議を行いながら、経営改善に必要とされる調査、職員ヒアリング、資料作成等を行い、具体的かつ適切な経営改善策を提案すること。また令和 4 年 3 月に総務省より制定された「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に則り、「経営強化プラン」を策定すること。

4. 業務の内容

(1) 「新改革プラン」の点検・評価と継続課題の抽出、再検証

(2) 外部環境及び内部環境の調査

ア 外部環境調査 (地域医療構想の構想区域を対象とする。)

年齢別地域別人口分布、将来人口推計、推定患者数調査 (疾患、診療科別)、将来推定患者数分析、医療機関調査 (診療体制・主な医療機器・連携体制等)

イ 内部環境調査

患者住所地分析 (診療科・入院外来別)、患者実態調査、収益力分析、生産性分析、ベンチマーク比較、職員ヒアリング、医療機器の稼働状況、患者満足度調査の結果分析

(3) 住民の医療ニーズに対する充足状況等の評価と今後の推計

(4) 院内検討会及び外部委員会の開催対応、各種資料の作成

(5) 具体的かつ適切な経営改善策の提案

具体的かつ適切な経営改善策は経営強化プランの前提となるものとして、「具体的方針」、「収支計画」、及び「経営改善アクションプラン」等の内容で提案すること。

(6) 「経営強化プラン」の作成業務

具体的かつ適切な経営改善策の内容を「経営強化プラン」に反映させ、完成させること。
なお、同プランは、総務省が制定した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラン」及び本医療圏の地域医療構想に沿った計画で策定すること。

(7) 打合せ・協議等

ア 事務局との打合せ 月1から2回程度

イ 幹部ヒアリング・各部門ヒアリング 適宜

ウ 令和5年3月に外部及び内部環境調査、具体的かつ適切な経営改善策の内容を含めた報告を行うこと。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

6. 業務スケジュール（想定）

概ねの会議等のスケジュールは次の通りとする。

(1) 令和4年度

締結後～ 外部及び内部環境調査

前改革プラン評価

職員ヒアリング

2月 外部及び内部環境調査を踏まえた検討会議の開催

3月以降 具体的方向性やアクションプラン確認等に向けた院内検討会の開催

(2) 令和5年度

4月以降 具体的方向性やアクションプラン確認等に向けた院内検討会の開催

6月以降 外部委員会の開催

10月 具体的かつ適切な経営改善策の成案

経営強化プランの成案

11月以降 最終結果報告

7. 成果品の引き渡し等及び委託金の支払いについて

(1) 受注者は、本業務における成果品として以下のものを電子データ（文書は Microsoft Office 形式、図は PDF 及び JPG 形式）での送付、又は電子データを CD-R 等に収録したものの送付により、納入する。

ア 経営改善策案

イ 経営強化プラン

ウ 報告会用分析データ

説明時間 10～15 分程度となる Microsoft PowerPoint 文書

(2) 本業務における成果物及び業務作成上の資料の著作権、利用権については世羅中央病院

企業団に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものとする。なお、受注者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。

(3) 本業務の委託料は、各年度の業務完了検査後に各年度分を支払うものとする。

8. 調査資料等の貸与

発注者は、受注者が業務を行うにあたり必要となる資料を可能な範囲で提供するものとし、発注者はその資料の管理について善良なる管理者の注意義務を負う。

9. 参加資格

参加できる者は、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団排除条例等に該当しないものであること。
- (6) 「世羅中央病院企業団公立病院経営強化プラン」作成のため、月 1 から 2 回程度、対面又はオンラインでの打ち合わせやヒアリングが実施できる体制であること。
- (7) 「新公立病院改革プラン」作成支援業務に関する実績と「公立病院経営強化プラン」作成支援業務に関する契約の合計が 2 件以上あること。

10. 実施体制

- (1) 総括責任者と主担当を配置すること
- (2) 分析結果と提案の説明のため、要請時に説明会を行うこと
- (3) 要請時以外にも電話、電子メール、WEB 会議ツール等で随時連絡可能な体制とすること

11. 受注者の心得

受注者は、当該医療機関における重大な判断に関わる立場に在ることを自覚し、常に公正な態度を保たなければならない。また、本件の実施により知り得た情報は他に漏らしてはならない。

12. 留意事項

- (1) 受注者は、世羅中央病院企業団の条例、規則等を遵守し、世羅中央病院企業団の立場に立って業務遂行にあたること。
- (2) この業務の遂行上知り得た情報等は、世羅中央病院企業団に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、

受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

- (4) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (5) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ世羅中央病院企業団に書面により報告し、世羅中央病院企業団の承認を得ること。
- (6) 世羅中央病院企業団との打ちはわせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) この業務において、打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) 本業務に実際に従事する者の雇用にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働保険法などの関係法規を遵守すること。
- (9) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、世羅中央病院企業団と受注者において別途協議の上、対応するものとする。